

東海市条例第4号

東海市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東海市職員の退職手当に関する条例（昭和44年東海市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「附則別表第1」を「附則別表」に改め、附則第7項中「第35条において」を「第35条の2において読み替えて」に、「ことに」を「ことと」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の改正規定は、公布の日から施行する。